平成２１年（フ）第１９０８号
大阪市淀川区宮原１丁目16―28―306号、開始決定時の住所大阪市淀川区西宮原２丁目３番35―406号
破産者　當眞　嗣彦
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３６３号
大阪市大正区千島３丁目６番17―403号、事業所所在地大阪市大正区泉尾５丁目３―２ダイカビル１階
破産者　のみくい本舗だいきちこと　中島　秀樹
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５０２号
大阪府豊中市上新田１丁目83番地の１　503号
破産者　休德　秋月
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６４６号
大阪市都島区網島町14番８―508号
破産者　中尾美代子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９５９号
大阪府東大阪市荒川２丁目18番20号、開始決定時の住所大阪府東大阪市永和１丁目15番10号
破産者　千丈　八郎
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４９９号
大阪府八尾市東太子２丁目９―20　龍華館407号、住民票上の住所大阪府寝屋川市東香里園町31番18―203号
破産者　城川　幹雄
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４３１号
大阪市東住吉区今川４丁目22番10号
破産者　小勝裕香こと　張　　裕香
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５００号
大阪府守口市大日東町12番４―606号
破産者　柴田　隆志
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６２３号
大阪市都島区高倉町１丁目２番27―703号
破産者　前田　道男
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８３５号
大阪市中央区谷町８丁目１番52―209号、前住所大阪市鶴見区鶴見２丁目10番６号
破産者　長谷川進央
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９０号
奈良県大和高田市大字西坊城436番地の４
破産者　山脇　安雄
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７８８号
兵庫県西宮市櫨塚町４番26号
破産者　馬場　博法
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９７４号
愛知県春日井市大留町599番地１　アランチャートⅡ202号、申立時の住所大阪府摂津市鳥飼新町２丁目27番13号
破産者　成田　友子（旧姓上村）
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０９４号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番５棟208号
破産者　山本久美子（旧姓辻本）
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３１２号
大阪市生野区生野西１丁目10番34号
破産者　ホワイトドラッグこと　山川　正勝
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３２４号
大阪府門真市岸和田２丁目９番35号
破産者　田原　　登
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６７号
大阪府豊中市上野西４丁目９番３―403号、開始決定時の住所大阪府豊中市旭丘１番９―601号
破産者　乾　　隆人
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４３２号
大阪市港区港晴４丁目13番５号
破産者　下林　克行
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６４８号
神戸市兵庫区塚本通５丁目５番15―502号、従前の住所兵庫県宝塚市小林５丁目３番41号
破産者　森本さおり（旧姓高見）
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部